公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の 一部を改正する法律の概要

趣旨

- ●公益法人は、民間公益を担う主体として大きな潜在力を有しているが(法人数9700、職員数約29万人、公益目的事業費年間5兆円、総資産31兆円)、現行制度の財務規律や手続の下では、その潜在力を発揮しにくいとの声。
- ●このため、①財務規律等を見直し、<u>法人の経営判断で社会的課題への機動的な取組を可能に</u>するとともに、②法人自らの透明性向上やガバナンス充実に向けた取組を促し、<u>国民からの信頼・支援を得やすく</u>することにより、より使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

概要

1. 財務規律の柔軟化・明確化

- ●収支相償原則(費用を超える収入を得てはならない)を見直し、<u>中期的期間</u>(内閣府令で 定める期間)で収支の均衡を図る趣旨を明確化。
- ●将来の公益目的事業を充実させるための資金を規定(積立ては費用とみなす)。
- ●「遊休財産」の名称を「使途不特定財産」に変更。
- ●公益目的事業継続予備財産 (災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続する ために必要となる公益目的事業財産)をその<u>保有制限の算定対象から除外</u>するとともに、 同財産の保有について理由の公表を義務付け。

2. 行政手続の簡素化・合理化

●収益事業等の内容の変更について、認定事項から届出事項に見直し。

3. 自律的なガバナンスの充実、透明性の向上

- ●わかりやすい財務情報開示のため、公益法人に<u>3区分経理</u>(公益目的事業、収益事業等、 法人運営)を原則義務付け。
- ●公益認定の基準として、<u>①理事・監事間の特別利害関係の排除及び②外部理事・監事の導入</u>を追加。併せて、公益法人は、事業報告に、適正な運営の確保のため必要な事項(<u>ガバナン</u>ス充実に向けた自主的な取組等)を記載することとする。
- ●公益法人の責務として、ガバナンスの充実や透明性の向上を図るよう努めるべき旨を規定。 併せて、国の責務として、情報収集・提供等の公益法人の取組の支援を行う旨を規定。

※施行期日:公布後1年以内(令和7年4月予定)

効果

公益法人が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に 対応しつつ、社会的課題解決に向けた活動を担うことが可能に

→新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献

公益信託に関する法律の概要

趣旨

- 公益信託は、公益法人のように機関を設けることなく、信託財産及び受託者の組織・能力を 活用して、委託者の意思を反映した公益活動を行う制度。
- 現行では、主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや税制優遇を得るための制 約が多いことを背景に、公益法人と比べ利用されていない(信託件数約400件、信託財産額 500億円)。
- このため、①主務官庁制を廃して公益法人と共通の行政庁が公益信託の認可・監督を行う制度に改めるとともに、②公益信託の認可基準及びガバナンス等を法定することで、国民からの信頼を確保しつつ、使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

概要

1. 主務官庁制の廃止と行政庁(公益法人と共通) による認可・監督制の創設

- 公益信託は、公益事務(※)を行うことのみを目的とするものとし、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
 - ※ 不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として公益法人と同様の内容を規定する。
- 主務官庁による許可・監督制を廃止し、行政庁(内閣総理大臣又は都道府県知事)が公益認 定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づき、公益信託を認可するもの とする。
- 公益信託の変更等は行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
- 公益信託の受託者に対する報告徴求及び検査、勧告及び命令並びに認可の取消しについて、 公益法人と同等の規定を設ける。

2. 公益法人と同様に、認可の基準・ガバナンス等の法定

- 公益信託の受託者は、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力 を有するものであることとする。
- 公益信託の<u>信託管理人は、受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をする</u> ものであること等とする。
- 公益信託において公益法人と整合した財務規律を設ける。
- 公益信託の認可基準として、終了時に類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者等に残余財産を帰属させる旨の定めを信託行為に置かなければならない等の規定を設ける。
- 公益信託の受託者について財産目録の備置き及び閲覧等に関する規定を設ける。
- ※施行期日:公布後2年以内(令和8年4月予定)

効果

公益信託が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に 対応しつつ、社会的課題解決のための中核的な手段となることが可能に

→新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献

法案の国会審議における主な指摘

※制度改革の内容に関わる主なもの(2~5は公益法人関係)。

1. 制度全般

- ・改革の内容の周知に加え、公益法人と公益信託の制度自体の認知度の向上にもつな がるよう、広報活動をしっかり行うべき。
- ・制度の普及に向けては、ノウハウや資源に乏しい小規模法人への支援も重要。
- ・民間公益の活性化を図る上では、今回の改革の効果の把握や目標設定、事後評価を 行うことが重要。
- ・今後の政省令やガイドラインの策定は、公益法人等の声をしっかりと聴きながら進めるべき。

2. 財務規律

- ・中期的収支均衡や使途不特定財産規制等について、現場での判断や対応のバラつき が生じないよう、明確な基準を示すべき。
- ・コロナ禍で明らかとなった、安定的な法人運営への懸念や借入金の返済をめぐる問題などに対応し、それらが解消されるような見直しとすべき。

3. 行政手続、公益認定の判断

- 公益性判断のばらつきがないようにすべき。
- ・公益法人制度における公益認定の手続の重要性を踏まえ、簡素化・合理化の一方で、 審査の正確性も担保されることが必要。

4. ガバナンス、事後チェック

- ・今回の改革ではガバナンスの視点が弱くなっているのではないか。財務規律等の緩和と併せてガバナンス強化、監督体制の充実も必要。
- ・外部理事・監事については、導入だけではなく実効性の確保が重要。
- ・現場の混乱を招かないためにも、法人に対する指導に地域や担当者によるバラつき が出ないようにすべき。
- ・従来の3年に1回の立入検査を見直すとのことだが、従来のやり方にも一定の意義があったのではないか。
- ・公益法人制度改革及び公益信託一元化も踏まえ、内閣府や都道府県の監督体制の整備を図るべき。

5. 透明性等

- ・今回の改革を寄附文化の醸成にもつなげていくべき。

る法律案 部を改正す 及び「公益信託に関する法律案」に対する附帯決議 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一

衆・内閣委(令和6年5月10日)

政府は、両法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 公益法人制度及び公益信託制度を中心とした民間による公益活動の一層の活性化のため、両法の趣旨、新たな税制措置の内容等について、関係者を始め広く国民に対し周知徹底を図るとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、両法施行後五年を目途としてそれぞれ必要な見直しを行うこと。
- 一 過去に公益法人の不祥事が相次いだことに鑑み、不適切な事案に対する行政庁による監督等を厳格に行うとともに、公益信託に対する監督等についても公益法人と共通の行政庁が担う制度と改めることを踏まえ、両制度に係る監督等が透明性を確保しつつ迅速かつ的確に実施されるよう、国の体制強化を図るとともに、自治体の体制強化のための必要な支援を行うこと。
- 立益法人の財務規律に係る判定、公益信託の認可等について、 全国を通じて統一的かつ透明性の高いものとするために、都道府 県に対して情報提供等を行うなど必要な措置を講ずること。
- 四 公益法人における財務情報の開示、自律的なガバナンスの充実等に係る措置の実施に伴う事務手続や人村確保等について、小規模の公益法人等に対し必要な支援に努めること。
- 五 改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく内閣府令等の策定に当たっては、公益法人の関係者を含め広く国民から意見を聴取し、運営実態等を十分踏まえること。
- 六 既存の公益信託の新たな制度への円滑な移行が図られるよう、 公益信託の関係者の意向や運営実態等を十分踏まえ、適切な措置 を講ずること。

参·内閣委(令和6年4月4日)

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 公益法人制度及び公益信託制度を中心とした民間による公益活動の一層の活性化のため、両法の趣旨、新たな税制措置の内容等について、関係者を始め広く国民に対し周知徹底を図るとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、両法施行後五年を目途としてそれぞれ必要な見直しを行うこと。
- 一 過去に公益法人の不祥事が相次いだことに鑑み、不適切な事案に対する行政庁による監督等を厳格に行うとともに、公益信託に対する監督等についても公益法人と共通の行政庁が担う制度と改めることを踏まえ、両制度に係る監督等が透明性を確保しつつ迅速かつ的確に実施されるよう、体制の充実に努めること。
- 立益法人の財務規律に係る判定、公益信託の認可等について、 全国を通じて統一的かつ透明性の高いものとするために、都道府 県に対して情報提供等を行うなど必要な措置を講ずること。
- 四 公益法人における財務情報の開示、自律的なガバナンスの充実 等に係る措置の実施に伴う事務手続や人村確保等について、小規 模の公益法人等に対し必要な支援に努めること。
- 五 改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 に基づく内閣府令等の策定に当たっては、公益法人の関係者を含 め広く国民から意見を聴取し、運営実態等を十分踏まえること。
- 六 既存の公益信託の新たな制度への円滑な移行が図られるよう、 公益信託の関係者の意向や運営実態等を十分踏まえ、適切な措置 を講ずること。

右決議する